

商品名	ちくしん住宅ローンMGプラス																																							
ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たされる方。 ■お申込年齢が満18歳以上満65歳未満で、最終返済時の年齢が満82歳未満の方 ■当金庫の地区内に住所または居所を有する方、もしくは当金庫の地区内において勤務されている方、あるいは当金庫の地区内の同一場所で同一業種を営業されている方 ■会社員・公務員の方は勤続年数1年以上、自営業、法人役員の方は営業年数1年以上 ■安定した収入があり、信用不安がない方 ■前年度年収200万円以上の方 ■借換の場合、直近1年間に延滞の実績がない方 ■MG保証株式会社（以下「保証会社」）の保証を受けられる方 ■年齢は、加入する団体信用生命保険により異なります。団信の保険料は当金庫で負担します。申込時および実行時年齢ならびに完済時年齢は次のとおり。 <table><tr><th>幹事会社</th><th>種 類</th><th colspan="2">申込時年齢および実行時年齢</th><th>完済時年齢</th></tr><tr><td rowspan="2">富国生命</td><td>一般団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 7 0 歳未満</td><td>満 8 0 歳未満</td></tr><tr><td>がん団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 5 1 歳未満</td><td>満 7 5 歳未満</td></tr><tr><td rowspan="2">明治安田</td><td>3大疾病団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 5 1 歳未満</td><td>満 7 5 歳未満</td></tr><tr><td>就業不能団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 5 1 歳未満</td><td>満 7 5 歳未満</td></tr><tr><td rowspan="3">S B I 生命</td><td>全疾病団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 5 1 歳未満</td><td>満 8 2 歳未満</td></tr><tr><td>一般団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 6 6 歳未満</td><td>満 8 2 歳未満</td></tr><tr><td>ワイド団信</td><td>満 1 8 歳以上</td><td>満 6 6 歳未満</td><td>満 8 2 歳未満</td></tr></table> ■団体信用生命保険に加入が認められる方				幹事会社	種 類	申込時年齢および実行時年齢		完済時年齢	富国生命	一般団信	満 1 8 歳以上	満 7 0 歳未満	満 8 0 歳未満	がん団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 7 5 歳未満	明治安田	3大疾病団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 7 5 歳未満	就業不能団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 7 5 歳未満	S B I 生命	全疾病団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 8 2 歳未満	一般団信	満 1 8 歳以上	満 6 6 歳未満	満 8 2 歳未満	ワイド団信	満 1 8 歳以上	満 6 6 歳未満	満 8 2 歳未満
幹事会社	種 類	申込時年齢および実行時年齢		完済時年齢																																				
富国生命	一般団信	満 1 8 歳以上	満 7 0 歳未満	満 8 0 歳未満																																				
	がん団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 7 5 歳未満																																				
明治安田	3大疾病団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 7 5 歳未満																																				
	就業不能団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 7 5 歳未満																																				
S B I 生命	全疾病団信	満 1 8 歳以上	満 5 1 歳未満	満 8 2 歳未満																																				
	一般団信	満 1 8 歳以上	満 6 6 歳未満	満 8 2 歳未満																																				
	ワイド団信	満 1 8 歳以上	満 6 6 歳未満	満 8 2 歳未満																																				
お使いみち	■申込人またはその家族が居住する物件（以下、居住用物件という）の取得、もしくは居住用物件にかかる建物増改築・リフォームにかかる資金 ■居住用物件を目的とした住宅ローンの借換え ■諸費用（登記費用、保証料、手数料、火災保険料、仲介手数料、インテリア、電化製品、家具ほか住宅取得に係る諸経費、造成費用、その他保証会社が認めた費用） ■健全な個人消費資金（他金融機関の借換資金、車両購入資金等）を含めることができる【対象とならない資金使途】 ■店舗、事務所、賃貸住宅との併用も対象とするが、事業利用に係る設備資金は対象外 ■借地上の建物、定期借地権付住宅、連棟式住宅、賃貸住宅は対象外																																							
ご融資金額	■100万円以上1億円以内																																							
ご返済期間	■ 1 年以上50年以内																																							
ご融資金利	■変動金利型 お借入時から基準日に金利が変動します。 毎年4月1日および10月1日現在で当金庫住宅ローン専用プライムレートを基準として年2回見直しを行います。なお、ご融資金利は金融情勢などに応じ変動します。 ■固定金利型 <5年・10年> *固定金利特約期間終了後に「変動金利型」か「固定金利型（5年、10年）」をご選択いただけます。 *固定金利特約期間中は変動金利への変更および金利・固定期間の変更はできません。 *固定期間終了後は、原則当金庫住宅ローン専用プライムレートに連動して、年2回融資金利が変動する変動金利型へ移行します。 *ただし、固定金利特約期間終了後、一定の条件を満たすと再度固定金利を選択することができます。その場合、当金庫所定の手数料が必要となります。 *ご融資金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。 *お取扱いにあたっては、当金庫との一定の取引条件が必要となりますので、窓口でお問い合わせください。 ■団体信用生命保険について 一般団体信用生命保険にご加入いただきます。 3大疾病団信、就業不能保障団信、SBIワイド団信をご希望の場合は、次の保険料率を適用金利に加算します。 <table><tr><th>種 類</th><th>がん団信</th><th>3大疾病団信</th><th>就業不能団信</th><th>SBIワイド団信</th></tr><tr><td>保険料率</td><td>0.10%</td><td>0.20%</td><td>0.30%</td><td>0.30%</td></tr></table>				種 類	がん団信	3大疾病団信	就業不能団信	SBIワイド団信	保険料率	0.10%	0.20%	0.30%	0.30%																										
種 類	がん団信	3大疾病団信	就業不能団信	SBIワイド団信																																				
保険料率	0.10%	0.20%	0.30%	0.30%																																				
ご返済方法	■元利均等分割返済 ボーナス月増額返済の併用もできます。ただしボーナス返済部分の元金のご融資金額の50%までとします ■元金返済の据置期間は1年以内までとします。																																							

保証人・担保	■保証会社の保証をご利用いただきますので原則不要となります ■年収合算者には連帯保証人、担保提供者には物上保証人とさせていただきます ■当金庫に対してご融資対象物件を担保として差し入れていただき、抵当権第1順位を設定させていただきます
保険	■火災保険 建物への火災保険は必ずご加入いただきます。
保証料	■保証会社へ支払う保証料で、一括払い型と毎月払型があります ■一括払い型 お借入時に一括でお支払いいただきます。 (例) ご融資金額100万円、ご融資期間35年間 29,825円～149,122円 ■毎月払型 一括払い型の融資利率に保証会社所定の保証料率 (0.20%～1.50%) を上乗せしたご融資利率となります
取扱手数料	■55,000円 (税込)
苦情処理措置・ 紛争解決措置	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。 (9時～17時) 電話:フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、 eメール: chikusin@world.ocn.ne.jp) ■紛争解決措置:東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)、天神弁護士センター (電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター (電話:093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監査法務部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話:03-3517-5825) または九州北部地区しんきん相談所 (9時～17時、電話:092-481-8815) にお申し出ください。

●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

●店頭でご返済額の試算をさせていただきます。